

令和5年度事業計画

I. 基本方針

東京農業は、都市地域をはじめ都市近郊や山村、離島に至る広範な地域において、それぞれの特性を活かした農業を営み、都民に生鮮野菜をはじめ花き・観葉植物などを生産し供給している。また、農地は生産の場としてばかりではなく、緑地空間や災害時の避難場所として提供できるなど多面的な機能を有しており、その担う役割は大きく今後とも良好な状態で保全・管理に努めていかなければならない。

しかし、現状は担い手の高齢化と農業後継者の確保が困難なことから、農地の遊休化や耕作放棄が進行し、農地の保全是もとより地域の存続にとっても極めて厳しい状況にある。

一昨年策定された土地改良長期計画では、生産基盤の強化によって農業の成長産業化と多様な人が住み続けられる農業の振興、農業農村の強靱化の3つの政策課題を掲げ、農林水産省の農業農村整備事業予算はその実現に向けて具体化されている。

東京農業が抱える課題を解決するためには、農林水産省の農業農村整備事業と東京都のよりきめ細かい補助事業を活用して、農地を優良な生産基盤として整備し、担い手に集約しながら地域ぐるみで農業振興に取り組んでいかなければならない。

そのためには、東京都をはじめ会員団体と連携し、国の施策の具体化と東京都の補助事業を計画的に導入し、会員共同の利益の増進と東京農業の発展に向けて、定款に定める次の事業を積極的に推進する。

II. 実施事項

1. 土地改良事業等に関する技術的指導・援助並びに業務受託

- (1) 土地改良事業等の調査設計・積算及び換地業務の指導・援助
- (2) 土地改良事業等の業務受託
- (3) 土地改良区への指導・援助
- (4) その他土地改良事業等に関する指導

2. 土地改良事業等に対する相談・教育・広報事業

- (1) 土地改良に関する相談業務への迅速対応
- (2) 土地改良に関する各種研修会の開催
- (3) 広報誌「土地改良だより」の発行・配布
- (4) 参考資料及び各種情報の提供

3. その他本会の目的を達成するために行う事業

- (1) 国、東京都及び全土連等から委託された調査並びに事業の実施
- (2) 土地改良制度の改善整備
- (3) 国及び東京都へ農業予算確保の建議、陳情
- (4) 土地改良事業等に功績のあった会員または個人表彰の推薦
- (5) その他必要な事項